

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「まちなか観光」と「まちなか居住」による元気なまちの再生

2 地域再生計画の作成主体の名称

盛岡市

3 地域再生計画の区域

盛岡市の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 盛岡市の現状及び地域再生計画策定の経緯

盛岡市は、南部藩の城下町として、400年余の歴史と伝統に生まれ、岩手山をはじめとする山並みを背に、北上川・中津川・雫石川の3川が街なかを悠然と流れる「杜と水の都」である。また、県都として岩手県の発展の誘導的役割を担うとともに、東北新幹線の八戸延伸などを契機として、北東北の交流拠点都市としての役割が一層期待されているところである。

しかし、少子・高齢化の進行、経済のグローバル化、地方財政の硬直化といった社会経済情勢の変化は、盛岡市における経済状況や雇用情勢にも大きな影響を及ぼしている。

特に、「街の顔」である中心市街地は、自家用車の集中や基盤整備の不足による慢性的な交通混雑の発生、郊外型大型店の出店による商店街の空き店舗の増加等により、販売額や占有率が横ばい又は衰退の方向にあり、併せて、若年層を中心とした雇用状況の悪化も顕著である。

盛岡市は、中心市街地の活性化施策として、平成11年度に民間事業者等との協働により「盛岡市中心市街地活性化基本計画（計画期間：平成12年度～平成21年度）」を策定した。この計画では、中心市街地の受け持つべき機能として「交わる」・「憩う」・「働く」・「住まう」・「巡る」の5つを設定するとともに、活性化の基本方針・目標・地区別の活性化策を定めているものである。

この計画は、平成16年度までを前期期間、平成17年度からを後期期間として実施されているものの、現下の経済情勢では、施設整備、助成措置等のハード面に関し、計画どおりの整備は行われていない状況にあり、当該計画とは別のスキームによる中心市街地活性化策が期待されている。

(2) 地域再生計画『「まちなか観光」と「まちなか居住」による元気なまちの再生』の内容

盛岡市は、古い歴史に裏付けられた高い文化と優れた環境に育まれた多数の観光資源が市内各地に存するとともに、春はチャグチャグ馬コ、夏はさんさ踊り、秋は盛岡八幡宮大祭（秋まつり）などの行事が行われ、また、半径100kmの範囲内に八幡平と陸中海岸の2つの国立公園を有する北東北の観光拠点都市である。

また、盛岡市は、岩手県の県都として、美しい緑と清らかな水に囲まれ、古くからの街並みと温かい人情が残存する街であり、中心部におけるマンションが100棟を超えるなど、市民の都心居住への志向が高い。

地域再生計画は、盛岡城址を中心に中心市街地が高密度に形成された盛岡市の特性を活かし、市民やNPO団体との協働を図りながら、次の観点によって『まちなか観光』・『まちなか居住』を推進することにより、中心市街地における観光や商業の活性化と市民の都心居住回帰を図り、活力ある地域経済の再生に努め、「再び訪れたいまち」、「住みやすいまち」という元気なまちを実現しようとするものである。

『まちなか観光』

『まちなか観光』は、次の施策により、恵まれた歴史的・文化的資源や自然環境を活かし、交流人口の増加を図ることにより、まちの活性化につなげようとするものである。

ア 「歩いて楽しむまちづくり」

通り（ストリート）や周辺の広場を活用し、地域住民の参画の下に行う祭り、市、展示会、演奏会等のイベントやオープンカフェの開催、また、市内の祭りイベント会場周辺の通り（ストリート）における物販や各種の催しの開催によって魅力を高めた商店街と、市内に点在する歴史的、観光的資源、また、街なかを流れる川の河川敷や多くの橋を歩行や自転車で行く・巡回し、盛岡の魅力に触れてもらおうとするもの

イ 「花と緑のガーデン都市づくり」

市民、事業者及び行政の協働により市内の商店街をハンギングバスケット等で飾り、花と緑・賑わいとうるおいにあふれ、来訪する観光客に居心

地のよい空間を楽しんでいただけるようなまちづくりを進めることにより、商店街の活性化と観光客の誘致を図ろうとするもの

ウ 「観光関連事業の活性化」

観光ルート別運賃の導入によるタクシー観光の充実により広域を含めた区域での観光推進を図るとともに、秋まつりの円滑な実施や映画ロケ等の誘致促進により盛岡市の知名度の向上と観光客誘致を図ろうとするもの

『まちなか居住』

『まちなか居住』は、次の施策により、中心市街地に働く人と住む人を確保し、少子・高齢化社会における都市中心部の活力を維持しようとするものである。

ア 「商店街の利用促進」

通り（ストリート）や周辺の広場を活用した地域住民の参画の下に行う祭り、市、展示会、演奏会等のイベントやオープンカフェの開催、また、市内の祭りイベント会場周辺の通り（ストリート）における物販や各種の催しの開催等によって商店街の魅力と集客力を高め、日常的に中心市街地の商店街の利用が図られるようにしようとするもの

イ 「安全で快適な都市空間の創出」

平成16年度に実施した大通トランジットモール社会実験を契機として、車から公共交通機関の転換促進、車に依存しない歩行者優先のまちづくりを進めることにより、誰もが安心して生活できる安全で快適な都市空間を創出しようとするもの

ウ 「盛岡市雇用推進計画」

中小企業の経営基盤強化への支援等による「企業活性化支援や民間活力による雇用創出の推進」及び若年者雇用の促進等による「行政活動による雇用創出の推進」により、企業活動の活性化を図り、中心市街地における雇用の場を確保しようとするもの

エ 「地域資源の保護・保全」

地域と行政、NPO団体等との協働を進め、「杜と水の都」の象徴である河川敷や橋の清掃、清らかな川の環境を保持する活動、公園の美化や緑化の推進に努め、快適でうるおいのある都市空間を確保しようとするもの

(3) 地域再生計画の目標

定量的な目標としては、次の3点を掲げる。

- ① 盛岡市街観光客入込数（平成15年度 約3,805千人回）
平成21年度 約4,100千人回
- ② 盛岡市の卸・小売業販売額（平成14年度 約14,108億円）
平成21年度 約14,985億円
- ③ 新規雇用の創出
平成21年度 7,900人の雇用創出（盛岡公共職業安定所管内）

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

盛岡市における産業構造は、第3次産業従事者が80%を超え、特化した構造となっていること、特にサービス業は全体の33%を超え、全国的にも高い比率である点に特徴がある。また、この地域再生計画における重点地区は、盛岡市の歴史、文化、環境、産業等の資源が集中する商業・業務の中心地区となっている。

これらのことから、盛岡市における「地域再生」は、中心市街地における観光や商業の振興という観点を抜きにしては語ることはできない。

本計画の実施が具現化され、NPO等に対する活動支援による地域資源の保護・保全など、官民の協働により個性あるまちづくりが図られ、「まちなか観光」と「まちなか居住」が推進されることにより、中心市街地が活性化し、盛岡市における雇用の創出に結び付くことが期待されることから、市民生活向上に多大な効果を生み出すものと思料される。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

【C2001】 地域再生に資するNPO等の活動支援

- ① 盛岡市の中心部を流れる中津川は、清らかな流れが保たれ、夏には鮎が釣れ、秋には鮭が遡上し、冬には白鳥が姿をみせるなど、「市民の川」

として親しまれているが、これまで、中心市街地活性化の資源として十分な活用方策が検討されてきていない状況にある。

中津川の景観や環境の保全には、これまで数多くの市民団体がかわりをもつて活動を行ってきたが、NPOがこれらの団体の連携の核として機能するとともに、市民や行政との協働を図りながら、次に掲げる事業の実施主体として、快適な環境の保持された清流として中津川を保護・保全し、かつ、「まちなか居住」推進のための資源として活用することができるよう支援するものである。

(実施主体) NPO法人都市デザイン総合研究センター

ア 市民活動団体の調査等による中津川の保護・保全にかかわる活動団体のネットワーク構築事業

中津川に関連する活動に取り組んでいる市民グループや経済団体、地縁団体、流域に位置する学校、事業所などをリストアップし、当該団体等に対する活動状況の聞き取り調査を実施し、中津川の保護・保全に係る市民団体・NPO・行政等の取組が円滑に進むよう、連携ネットワークを構築する。

イ ワークショップ等の開催による市民への周知・啓発事業

中津川を中心とする中心市街地の活性化による地域の再生や中津川を核としたこれからの市民と行政との協働体制の構築に関するワークショップにおける成果について、中津川にかかわりのある市民団体等の活動を促進するための総合イベントにより市民に認知してもらい、都市中心部の活力を維持するために中津川が果たす役割と保護・保全の必要性について周知・啓発を図る。

ウ 中津川の環境保全を図るため、地域通貨（エコマネー）の導入に向けた調査検討事業

中津川の環境保全活動への協力対価として交付し、中心市街地の商店街での流通によって当該地域の活性化につながるエコマネーの導入について、調査研究を行う。

② 盛岡市では、中心市街地の慢性的な交通混雑の発生に対応するため、重点施策として道路網整備やオムニバスタウン計画の推進に取り組んでいるが、増加する自動車交通需要に追いついていない現状にある。

また、車社会の進展は、広大な駐車場を備えた郊外型大型店の出店を

促し、中心市街地の空洞化をもたらす要因となっていることや、環境への影響をもたらしていることなどから、鉄道・バス等公共交通機関や自転車の利用促進、安全で快適な歩行者空間の確保が求められている。

盛岡市には、これまでも車に代わる交通手段の普及を提唱している市民団体があり、それぞれの活動を行っているが、ネットワークを構築し、行政や既存の交通事業者と協働を図りながら、人と環境にやさしい交通環境を創出することにより、「まちなか居住」を快適にするとともに、観光客を中心市街地に呼び込む「まちなか観光」を推進し、まちなかの再生につなげるため、次に掲げる事業の実施主体を支援するものである。

(実施主体) NPO法人もりおか中津川の会

ア 市民活動団体のネットワーク構築事業

車に代わる新たな交通手段の普及を提唱している各市民団体のネットワークを構築し、交通事業者や行政と連携を図る。

イ ワークショップ等の開催による検討・提案事業

各市民団体や関係機関からの参加による研究会を重ね、徒歩、自転車、バス、LRT、鉄道、馬車などを効果的に組み合わせた新しい都市内交通のあり方を検討し、提案をまとめる。

ウ 市民への啓発事業

広く市民に向けた啓発を行うため、実行委員会を組織し、研究会の成果を発表するとともに、基調講演、パネルディスカッション、新しい交通システムについての展示やデモンストレーションを行う。

5-3-2 支援措置によらない取組

① 「旧プログラム」に基づく支援措置による活動

ア 「まちなか観光」の推進に向けた取組

『映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化』、『民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化』、『道路使用許可・道路占用許可の手續改善』、『道路占用許可弾力化』などの支援措置を活用することにより、道路使用許可・道路占用許可手續の簡素化・円滑化が図られ、各種の祭り、イベント等を開催し易くなったことから、それらの事業の活性化、観光客等の集客につなげるとともに、『観

光客向けタクシー等タクシーの運賃・料金の多様化を実現するための環境整備』の支援措置の活用により、タクシーのルート別運賃を設定し、観光客の利便に供するなど、「まちなか観光」の推進に向けた取組を行っている。

また、これらの支援措置による取組により、28本の映画やテレビ番組の撮影が盛岡市内で実施され、当市をアピールする好機になっている。

イ 「まちなか居住」の推進に向けた取組

『民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化』、『道路使用許可・道路占用許可の手續改善』、『道路占用許可弾力化』などの支援措置を活用することにより、道路使用許可・道路占用許可の手續の簡素化・円滑化が図られ、各種イベントやオープンカフェ等が開催し易くなるとともに、『ICカード、パークアンドライド、公共交通・観光活性化連携システム、カーシェアリング等各種実験の実施』の支援措置を活用して行われた平成16年10月の「トランジットモール社会実験」においては、車両規制による中心市街地商店街のモール化に課題は残ったものの、オープンカフェの実施や自転車中心のまちづくりにより商店街の新たな魅力を再発見するなど、今後の中心市街地における商店街活性化への道筋が示されるなど、「まちなか居住」の推進に向けた取組を行っている。

② 盛岡市中心市街地活性化基本計画（平成12年3月策定）

「良好な都市環境の整備と商業等の振興を目的とした総合的なまちづくりの具体化に向けた、市街地の整備改善及び商業等活性化の一体的な推進に関する基本計画」として策定されたものである。

この計画では、中心市街地の受け持つべき機能として「交わる」・「憩う」・「働く」・「住まう」・「巡る」の5つを設定するとともに、活性化の基本方針を「歩いて楽しめる街」・「四季が感じられる街」・「歴史を受け継ぐ街」・「賑わいのある商店街が連続する街」・「文化・情報を発信する街」・「人が働き都市型産業が発展する街」・「都心居住が楽しめる街」と定め、基本方針別の目標、また、地区別の活性化策を定めているものである。

前期計画を平成12年度から平成16年度まで、後期計画を平成17年度から平成21年度までと位置付け、盛岡市の中心市街地の機能強化により、県都としての盛岡市の役割の充実を目指すものである。

③ 盛岡市雇用推進計画（平成16年2月策定）

今後5年間にわたる緊急・応急的な雇用対策と、地域経済の自立と雇用確保・創出に向けた施策を推進するために策定したものである。

この計画では、商工業・観光・農林業の推進強化、中小企業の経営基盤強化への支援、新産業の創出といった「企業活性化支援や民間活力による雇用創出の推進」及び若年者雇用の促進、外部委託の推進拡大、福祉サービスの支援などによる「行政活動による雇用創出の推進」を2本の柱とし、平成19年度までの間における5千人の雇用創出に向け、計画を推進することとしている。

6 計画期間

認定の日から平成21年度まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4(3)に掲げる数値目標については、『盛岡市総合計画～共に創る元気なまち 県都盛岡～』の「施策の柱」の一つである「活力ある産業の振興」の目標値となっていることから、行政評価における施策評価の一環として評価を実施し、市民・議会へ公表するものである。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

なし。